

山企第213号

平成26年10月10日

教 育 長
各 課 (局) 長 様
消 防 長
各行政委員会上席書記

企画財政課長

平成27年度当初予算編成方針について (依命通達)

平成27年度の当初予算を編成するに当たり、命により、別紙のとおり「平成27年度当初予算編成方針」を定めましたので、山縣市予算の編成及び執行に関する規則 (平成15年山縣市規則第36号) 第3条に基づき、通知します。

平成27年度当初予算編成方針

【予算編成に当たっての財政的背景】

本年9月の月例経済報告では、「海外景気の下振れなど一定のリスクに留意する必要がある」としながらも、景気は「緩やかな回復基調が続いている」と見られています。また、経済財政諮問会議においては「社会保障も非社会保障も聖域とせず、国も地方も歩調を合わせて大胆に歳出を見直し、メリハリのついた予算」を目指すこととされています。

こうした中、国の概算要求にあっては、「無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化」することとし、義務的経費等を除いて9割が「要望基礎額」とされる中、引き続き「新しい日本のための優先課題推進枠」が設けられ、現時点での要求・要望額は、過去最高の約101.7兆円となっています。

本市においては、市債残高のピーク（平成21年度）以降、順調にその額を減らしてきており、遅くとも平成28年度決算以降において、実質公債費比率が18%を切って起債許可団体を脱する見込みです。また、平成25年度決算の実質単年度収支は黒字となり、決算剰余金積立てなどにより基金残高は着実に増える中、経常収支比率は高止まりしており、比較的安定した財政状況となってきました。

しかしながら、平成26年度からは普通交付税の合併算定替による加算額が減少し始め、今後5年間で10億円余りの実質的な減少が予想され得る状況にもあります。この点に関しては、「合併時点では想定されなかった新たな財政需要」として、支所経費、消防・保健福祉サービスに要する経費など、平成26年度以降の5年程度で見直しをすることとされており、一定の期待はあるものの、現時点では不明な点が多く、中期的な予測を見込むことは困難な状況にもあり、決して楽観視できる状態にあるものでもありません。

【予算編成に当たっての各種背景】

現在開会中の臨時国会においては、「まち・ひと・しごと創生法案」（地方創生基本法案）が審議されており、同法案においては、各自治体が総合戦略（基本的な計画）を定める努力義務等が規定されています。こうした中、本市においては、平成26年度に市第1次総合計画の計画期間の最終年度を迎えることから、第2次の総合計画策定に向けて準備を進めているところです。

これに先駆けて実施した「市民意識調査」においては、安全で安心のまちづくりに関する意見や、健全な財政運営に関する意見が多くなってきている一方で、東海環状自動車道の開通を見据えた、企業誘致や雇用対策等による「元気で活力あるまちづくり」を求める声も多くなってきています。

本市においては、平成26年度が実質的な「都市計画元年」と位置付けられているところですが、平成27年度においては、第2次の総合計画の初年度として、「力強いスタート」を切るためにも、事業者を含む市民に理解され、市民・事業者等が一体となった「活力ある地域づくりを目指していくための戦略的な予算編成」を目指す必要があります。

他方、教育・保健・福祉分野等においては、国内の社会保障と税の一体改革等のあり方や子ども・子育て支援の新制度等が不透明な状況にもありますが、少子高齢化や過疎化が進行している本市において、市民が安心して暮らしていくためには極めて重要な分野でもあります。そのため、社会保障制度の改革や新制度の影響等、その動向にしっかりと注視しつつ、長期的に持続可能な制度づくりを目指しつつ、中長期的視点で本市において「なすべき施策」について、職員各自が英知を絞って職務に当たり、全庁が一丸となって、より良い方法を模索・検討し続けていかなければなりません。

【予算編成に当たっての基本的な考え方】

1. 予算全般に関すること。

- (1) 職員一人ひとりが、本市の財政状況は「依然厳しい状況にあるものの、決して悲観するものではない」という正しい認識を持ち、中長期的な視点での健全財政化に努めつつ、全課長が「まちづくり推進担当課長」との認識の下、より良い地域づくりに職員の英知を結集した予算編成を目指すこととします。
- (2) 新たな市総合計画を展開していく初年度として、中長期的に取り組むべき課題に対応する予算措置については、時機を逸することのないよう、積極的な予算編成を目指します。ちなみに、「中長期的に取り組むべき課題」とは、「将来的に経常費等を縮減し得るもの」「将来的に収入の確保が期待されるもの」などに係る「投資的経費」又は「その調査費」等を意味しています。
- (3) 予算に関する利害関係者と非利害関係者という双方の視点による「市民目線」の下、一般市民に分かりやすく、明確かつ魅力的な予算の編成を目指します。また、「規律性」「戦略性」「合理性」「参画性」「透明性」等の視点の下に、創意と工夫を凝らし、最も効果的な成果が得られるような手法をよく検討した上での予算編成とします。そのため、1つの行政目的を達成するためには、従来の手法以外にも複数の手法を検討し、1つの事業の予算積算においても複数の案による検討を重ね、関係部局との連携の下に、最も効果的な方法を選択するという予算編成を目指します。
- (4) 更なる経費削減と歳入増加となる施策を検討しつつ、限られた財源の中で、「補完性の原理」に基づいて、行政の責任領域を的確に見極め、真に行政がすべきものを取捨選択した予算編成とします。この場合、民間の知恵や活力を生かした官民連携の視点も取り入れるように努めることとします。

- (5) 公の施設等については、国の「公共施設等総合管理計画策定指針」を踏まえた「市公共施設見直し指針」の下に、民間委託、指定管理者制度や利用料金制度の活用にとどまらず、施設の統廃合や民間譲渡等についても検討した上での予算編成に努めることとします。
- (6) 「山県まちづくり振興券」については、市内での消費を促進しつつ、市内の商工業の需要の拡大等により、地域活性化を目指そうとするものであり、この趣旨を踏まえ、「山県まちづくり振興券」の新規対象事業や拡張・存続等を検討した上での予算編成とします。
- (7) 消費税率については、平成27年10月から10%（地方消費税含む。）になることを前提に積算する（引上げ前も積算した上で）こととします。

2. 歳入予算に関すること。

- (1) 国の補助制度等については、4兆円規模の「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることが目指されており、来年の通常国会で補正予算が組まれば、それも含め、本市にとって有利な制度の活用を、セクションを超越したレベルで検討した上での予算編成に努めることとします。
- (2) 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、受益者負担として適正な対価を検討した上での予算編成となるようにします。また、消費税率の引上げへの対応（転嫁方式等）についても検討した上での予算編成とします。
- (3) 不用財産・物品の利活用は無論のこと、譲渡・売却処分等についても検討し、雑入等の税以外収入についても、ネーミング・ライセンスや広告収入など、新たな発想での収入確保を目指した予算編成を目指します。

3. 歳出予算に関すること。

- (1) 物価の上昇や消費税率の引上げも予想されますが、経常経費（「まちづくりビジョン」関係経費を除く。）については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担及び法的根拠がある予算を除き、基本的には一般財源ベースで前年度当初予算額と同額以内となるように努めるものとしします。
- (2) 歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の場合を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（少額経費を除く。）するなどして、入札談合を未然に防ぐとともに、適正な市場価格競争が阻害されることのないような最大限の努力を払った上での予算編成とします。
- (3) 負担金補助及び交付金については、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確にしつつ、それぞれの性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとらわれることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上での予算編成とします。各種団体等への補助金については、関係団体等の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上での予算編成とします。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、慣例にとらわれず、改めて検討した上での予算編成とします。
- (4) 組織全体のスキルアップを目指したあり方を検討するとともに、非常勤職員・日日雇用職員及び再任用職員等の活用も検討し、特に、再任用職員については、定年前に培ってきた知識・経験・能力等を最大限に発揮できるような配置を目指した予算編成とします。教育部門においては、市長と教育委員会により構成される「市総合教育会議」も視野に入れた予算編成をします。

4. 特別会計・企業会計に関すること。

- (1) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制を念頭に、長期的な展望の下での収支均衡に努め、安易に一般会計からの繰出金等に依存することのないよう、健全経営の確立に努めた予算編成とします。
- (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第7条第1項等を厳格に遵守するに当たり、歳入の「繰越金」の予算計上額等についても検討し、合理的な予算編成に努めることとします。
- (3) 国民健康保険特別会計においては、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）により、国の定率負担の変更（34%から32%へ）及び都道府県調整交付金の割合の引上げ（7%から9%へ）が実施されるなど、財政運営の都道府県単位化が平成29年度を目途に進められており、最新の情報収集に努め、的確に対応していくこととします。
- (4) 公共下水道工事については、上水道の仮設管・本管及び下水道管並びに舗装復旧工事については、一体的発注と分離発注の長短を改めてよく検討した上での予算編成とします。また、道路工事に伴う上下水道管の布設・布設替工事等についても、事前に長期的な視点の下で、関係部署と十分協議した上での予算編成とします。

【予算編成における基本的理念】

平成27年度においては、次の3つの基本的理念により、予算編成することとします。

【A 対話と共感で、協働の地域づくり】

- ① 本市の新たな総合計画の初年度として、「力強いスタート」が切れるよう、一般市民に分かりやすく、中長期的な視点で、時機を逸することのないよう、明確かつ魅力的で積極的な予算編成を目指します。
- ② 活力ある組織を目指しつつ、民間の知恵や活力を生かした官民連携・協働を促進するような視点（民営化含む。）での予算編成を目指します。

【B 自然と共生し、発展する地域づくり】

- ① 東海環状自動車道のインターチェンジ開通を視野に入れ、平成26年度を本市の「都市計画元年」と位置づけ、本市の魅力を生かした「元気で活力あるまちづくり」を推進する予算編成（バスのターミナル拠点構想など）を目指します。
- ② 農林業・工業・商業等の産業を振興させるための施策（有害鳥獣対策、企業支援、振興券等）を積極的に推進でき得る予算編成を目指します。

【C 次代につなぐ、安全安心の地域づくり】

- ① あらゆる分野において、健康寿命（日常生活に制限のない期間）を延伸するような施策を積極的に組み込んだ予算編成を目指します。
- ② 「安全」で「安心」できる子育て環境等の整備（学校給食・保育所のあり方等）及び児童の健全育成の推進、定住促進（婚活、住宅政策等）を活性化させる予算編成を目指します。

以上のことを踏まえ、限られた財源を最大限有効に活用し、住民福祉の向上につながるよう「予算編成留意事項」により、全職員が一丸となって英知を結集し、予算編成作業に当たることとします。

予 算 編 成 留 意 事 項

1 一 般 的 事 項

(1) 国・県の情勢等

【① 国内の情勢等】

月例経済報告（9月）において「先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある」とし、「景気は、緩やかに回復しつつある」としています。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」（H26.6.24閣議決定。以下「骨太方針」という。）においては、「中期財政計画」（H25.8.8閣議了解）を踏まえ、「国・地方をあわせた基礎的財政収支について、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の引下げを目指す」としています。また、「歳出の重点化・効率化に当たっては、裁量的経費、義務的経費を通じて聖域なき見直しを行っていく必要がある」「毎年度の予算は、経済再生と健全化の双方を実現する道筋を踏まえて、編成される必要がある」「民需主導の経済再生と財政健全化目標の双方の達成を目指し、無駄を排除し、厳しい優先順位付けを行い、メリハリのついた予算とする」としています。

こうした中、本年9月3日、人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるよう「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、現在開会中の臨時会においては、「まち・ひと・しごと創生」に関する目標、基本的方向を定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定める努力目標が規定されています。

【② 国の概算要求状況等】

「平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（H26.7.25閣議了解）では、「年金・医療等」「地方交付税交付金等」「義務的経費」「東日本大震災からの復興対策に係る経費」以外については、前年度予算額の100分の90（要望基礎額）の範囲内で要求することとしつつ、前年度に引き続き「新しい日本のための優先課題推進枠」が、要望基礎額の100分の30の範囲内で要望できる（上限3.9兆円）こととし

ており、現時点の要求額は、一般会計ベースで過去最高の約101.7兆円となっています。

消費税率（国・地方）の引上げ（H26.10.1以降8%から10%へ）については、経済状況等を総合的に勘案して年内に判断されることとなっており、この分については、多くの費目で「予算編成過程で検討する」こととなっています。こうしたことを踏まえ、過去の例に照らせば、平成26年度の補正予算等が組まれることも想定されるため、今後の国の動向に充分注視していくことが必要です。

（２）本市の財政状況等

【① 本市の財政的背景等】

現在開会中の臨時会での首相の所信表明において、「政府として、これまでとは次元の異なる大胆な政策を取りまとめ、実行してまいります」「若者が将来に夢や希望を持てる地方の創生に向けて、力強いスタートを切ることです」という発言がありました。

こうしたことは、本市の目指すべき「とき」「理念」と共通するところが多々あります。本市内の東海環状自動車道の整備工事は着実に進められており、平成27年度は、市第2次の総合計画の初年度でもあり、閉塞感を感じないような「力強いスタート」を目指した予算編成に心がける必要があります。

骨太方針では「全ての人々が意欲、個性、能力に応じた活躍できるような社会の実現を目指す」「あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年度を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている」としていることも、本市と共通するところです。

増田寛也元総務大臣が座長を務める日本創成会議が本年5月8日に発表した「成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」を受け、消滅可能性市区町村が約半数あるというセンセーショナルな報道がなされました。それによると、若年女性の減少率が50%以上の自治体が本県内には8市9町村あり、本市は対象リストにはあがらなかったものの、本市の減少率は49.2%であり、ほぼ該当しているものとも言えます。

しかし、注目すべきはその序列ではなく、同団体が提案している内容にあります。人口減少問題は、「楽観論は危険」であり「悲観論は益にならない」とし、「早く取り組み

ば取り組むほど効果はあがる」、長期的な視点から「子育て支援だけでなく、産業・雇用、国土形成、住宅、地方制度など総合的な取組が不可欠」「地域が実情を踏まえた多様な取組を行うことが重要」「地方から若者（男女）が大都市へ流出する「人の流れ」を変えることが重要」であり、「『若者に魅力のある地域拠点都市』を中核とした『新たな集積構造』の構築が目指すべき基本方向」として「1.ストップ少子化戦略」「2.地方元気戦略」「3.女性・人材活躍戦略」の3つの戦略の推進を提言しています。さらに、「若者・結婚子育て 年収 500万円 モデル」「公共機関による結婚情報・機会提供」「都市に住む若者等による農林水産業への就業を支援」などの興味深い具体的な施策も多く提言 (<http://www.policycouncil.jp/pdf/prop03/prop03.pdf>) されており、本市においても一度は検討すべきものと考えられます。

【② 本市の財政状況】

本市の平成25年度一般会計決算は、歳入総額が約127.7億円（対前年度3.6%の減）、歳出総額が約119.6億円（対前年度比5.1%の減）となり、「翌年度へ繰り越すべき財源」を除いた実質収支額は約6.9億円の黒字（前年度は約4.8億円の黒字）で、前年度繰越金等を控除した後の実質単年度収支も、約2.1億円の黒字（前年度は約1.5億円の赤字）となっています。

歳出で、公債費が増加（約1.5億円）したものの、人件費は減少（約1.7億円）していますが、今後はこれが逆トレンドになっていく見込みであり、経常収支比率が90.3%（前年度は93.2%）と低下しましたが、今後も高水準で推移していく見込みです。なお、平成25年度末の一般会計の基金残高は約83.2億円（前年度決算による基金繰入額を含め約88.7億円、前年度末は約78.9億円）と増加しています。一方、市債残高は、約205.0億円（前年度末は218.7億円）と減少しており、今後も順調に減少していく見込みで、本市が起債許可団体を脱するのは、遅くとも「平成28年度決算以降」の見込みです。

2 予算全般に関する事項

予算編成にあたっては、市第2次の総合計画の初年度として時期を逸することのないよう、「積極的な予算編成」と「効率的な経費節減を徹底した視点での予算編成」という、双方の実現を目指した「メリハリ」をつけるという視点の下、次のことには十分留意して、当該年度における本市のベスト予算の編成を目指します。

- (1) 本市の魅力を生かした「元気で活力あるまちづくり」を推進するため、職員各自が「まちづくり推進担当課員」との認識の下に、特に次のような分野では、セクショナリズムを超越した視点での予算編成を目指します。
- ① 活力あるまちづくり（バスターミナル拠点構想・道の駅、企業支援、北部活性化、有害鳥獣対策など）
 - ② 子育て支援と移住定住促進（学校給食、婚活、子育て支援、空き家・住宅政策など）
 - ③ 健康寿命の延伸（各種健診率の向上、生きがいづくり、外出促進など）
- (2) 民間の知恵や活力を生かした官民連携、多様な主体である民間との協働を促進するような視点で、次のようなことに留意して、予算編成に当たることとします。
- ① 公の施設の指定管理者・民間譲渡等による有効活用、公用車の管理・運転など
 - ② 市民活力や官民連携を促進するよう補助金の効果的なあり方など
- (3) 例月等での監査委員からの指摘、事業仕分けでの結果・意見等を真摯に受け止めるとともに、「意見箱」の意見等も踏まえて、予算編成に当たることとします。

3 歳入に関する事項

各科目を通じて過大な見積りは避けて、歳入欠陥を招かないよう留意するとともに、計上漏れや過小計上となることのないよう適正な金額を予算計上するようにしてください。

- (1) 住民税等は現下の経済情勢を勘案し、国・県の動向（H27改正及びH26以前改正の平年度化影響分等）に最新の注意を払って収入見込額を予算計上するとともに、税負担の公平化、徴収率の向上に努めてください。
- (2) 国・県支出金について、制度変更が予想されるものについては、要求段階での制度で積算し、随時訂正補完するようにしてください。また、補助制度については、セクションを超越したレベルで有利な制度を研究するとともに、最新の制度の動向等を的確に把握し、遺漏・過大なく、適正な金額を予算計上するようにしてください。
- (3) 使用料・手数料、分担金・負担金等については、類似施設との均衡調査や適切な原価計算等により、適正な対価となるよう検討した後の金額とするようにしてください。なお、消費税率の引上げへの対応（転嫁方式等）についても早期に検討した上で、それに対応した予算計上をするようにしてください。
- (4) 不用財産・物品の利活用は無論のこと、売却処分等についても検討し、必要に応じて適正な金額を予算計上するようにしてください。

- (5) 雑入等の税外収入については、ネーミングライツや広告収入等のほか、新たな発想での収入確保を目指してください。
- (6) 税・税外収入を問わず、市債権については徴収対策室と連携の上、各課等ごとの更なる収納率向上に努めるようにしてください。
- (7) 地方消費税交付金については、①消費税率引上げ（2%分）となった場合、うち地方消費税分は0.5%で同交付金の交付時期にタイムラグがあること、②平成26年度からの消費税率引上げ分（3%分）のうち地方消費税分0.7%の増加分が平年度化することなどを踏まえ、適正な金額を見込んで予算計上してください。
- (8) 地方交付税については、合併算定替による加算額の減額分について、支所経費、消防・保健福祉サービスに要する経費など、平成26年度以降の5年程度で見直しをすることとされており、最新の動向に細心の注意を払って予算計上してください。なお、普通交付税と特別交付税の比率は、平成27年度までは94：6であり、平成28年度が95：5、平成29年度が96：4となる予定です。また、消費税の引上げに伴う地方交付税の原資として、「3%増加分が0.22%」「2%増加分が0.12%」の増加となっているほか、法人住民税法人割の地方交付税原資化が進められていく見込みですが、平成26年度においても平成8年以降19年連続して地方財源不足となることが予想され、地方交付税法（昭和22年法律第22号）第6条の3第2項の規定に該当して、同法附則の規定による法定加算繰入れが行われ、影響額としては「臨時財政対策債」の発行額のみであるとも想定されます。

4 歳出に関する事項

平成27年度においては、費目によっては消費税率の引上げによる経常経費の増加や物価上昇も予想されます。こうした中であって、経常経費（「まちづくりビジョン」に関する経費を除く。）については、人件費・公債費・国県費を伴う扶助費・債務負担関係費及び法的根拠ある予算以外は、原則として、事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）となるようにしてください。

また、歳出予算を積算する上で、関係業者から見積りを徴収する場合は、特別の事例を除き、必ず複数の業者から見積書を徴収（入札しないものを除く。）するなどして、入札談合を未然に防ぐとともに、適正な市場価格競争が阻害されることのないよう、最大限の努力を払うように留意してください。

- (1) 人件費については、組織全体のスキルアップを目指した組織を検討するとともに、非常勤職員・日日雇用職員及び再任用職員等の活用も検討してください。
- ① 特別職については、山口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年山口市条例第37号）による単価等に基づく金額を予算計上してください。なお、前年度に引き続き「報償費」として予算計上しようとするものについては、本来は同条例に規定して「報酬」として予算計上すべきものでないかどうか、改めて点検の上、予算計上するようにしてください。
- ② 常勤一般職の人件費については、総務課において一括積算し、定員適正化計画に基づく適正な金額で、相応の科目に予算計上してください（補助対象分を除く。）。なお、企業会計分等については、その所管課が総務課の指示のもとに積算して予算計上してください。
- ③ 時間外手当等については、休日出勤などの時間外勤務を基本的には振替えで対応するなど、その縮減と適正化を徹底し、一般枠分については前年度と同じ方式により、総務課にて予算計上してください。なお、補助事業等により事業費支弁が認められるものについては、そうした制度の有効活用に努めて事業所管課により予算計上してください。この場合、総務課の予算計上分と重複する分については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整することとします。
- (2) 賃金については、原則として、現行制度の支給単価により、必要な日数・時間等によって積算した金額を予算計上してください。職員が減少する補てん措置の分として臨時の事務職員を確保する必要がある場合には、総務課において、必要最小限の人員にて一括予算計上するようにしてください。ただし、施設又は特定事業における賃金等については、施設等所管課が総務課と協議した上で予算計上してください。
- (3) 報償費については、記念品等の配布はスクラップ・アンド・ビルドの下に、効果が薄いものについては廃止・縮小する方向で改めて検討し削減に努めてください。
- (4) 旅費については、スキルアップと職員育成にも配慮しつつ、本年度実績を考慮して予算計上してください。附属機関等の研修に係る特別旅費については、研修効果を十分考慮の上、スクラップ・アンド・ビルドの下、適正な研修計画により措置してください。特定部局のみに特化しない一般的研修旅費については、総務課にて一括予算計上し、個別業務に係る研修旅費は関係課が目的ごとの科目に予算計上するようにしてください。

(5) 需用費については、創意工夫により経費節減に努めて予算計上するようにしてください。

① 消耗品費については、在庫等の状況をよく調査し、有効活用を図る考え方の下に予算計上するようにしてください。また、汎用性のある消耗品については、総務課にて一括予算計上することとし、教育委員会関連の予算を除き、事業課においては予算計上（補助事業に係る分等を除く。）しないようにしてください。この場合、補助事業等に係る分等として、併合支出による執行を想定しているもの（光熱水費・郵便料金・複写機使用料等を含む。）については、企画財政課が総務課と協議の上、最終段階で調整しますので、補助事業課が事前に総務課と協議する必要はありません。

② 燃料・光熱水費等については、他施設とのバランスについてもよく調査分析し、割引制度等もよく調査した上で、実績等をもとに予算計上するようにしてください。また、新規空調設置等についても、必要性和コスト等を検討しておいてください。

③ 印刷製本費については、ホームページの活用など、一層のペーパーレス化の推進、在庫印刷物の有効活用を充分検討した上で、予算計上するようにしてください。また、毎月発行の広報紙の折込文書については、広報手段の一元化や経費節減は無論、自治会長等と職員の労力の縮減化にも努めるようにしてください。

④ 食糧費については、インスタント製品等の活用を図るとともに、会議時間の短縮化に努め、飲食費の削減に努めてください。なお、昼食・飲料については、決して華美なものとならないように留意し、常勤職員の食費については予算計上しない、又は職員負担分を雑入として歳入にて予算計上するようにしてください。

⑤ 被服費については、抜本的な必要性を検討した上で必要最小限に留めるようにし、貸与基準等に基づく計画的な購入に基づいて予算計上するようにしてください。

(6) 役務費については、通信費等の抜本的な情報伝達手段のあり方を再検討するとともに、電話・郵便料金等の割引制度をよく調査した上で、過去の実績等をもとに予算計上するようにしてください。

(7) 委託料については、民間委託についての長所・短所、指定管理者制度・利用料金制度等について、改めてよく検討した上で予算計上してください。また、職員がマイクロバスを運転する事業については、その安全性等を改めて再検討し、必要に応じて、外部委託料等の検討をして予算計上するようにしてください。

- (8) 工事請負費については、工法及びコスト縮減等についても検討し、限られた金額で同等以上の事業量が確保できるように努めるとともに、発注時期についても十分配慮しておいてください。また、公の施設等については、広島県での大規模土砂災害等の教訓を生かし、近年の異常気象等による集中豪雨等を想定した施設改修工事も検討し、適正な予算計上に努めください。
- (9) 備品購入費については、既存資産の有効活用、その必要性をよく検討して最小限の予算計上に留めるようにしてください。新規購入の場合には、保有状況等を勘案し、OA機器等については総務課と協議してから予算計上するようにしてください。
- (10) 使用料及び賃借料については、リース終期までの総額やリースアップ後の対応等も検討し、レンタル等も踏まえて総合的な判断により予算計上するようにしてください。また、土地等の賃借料の更新等に当たっては、過去の単価決定の経緯、他の土地等の単価比較等をした上で、再更新の必要性等も十分検討したうえで、適正な金額により予算計上するようにしてください。
- (11) 負担金補助及び交付金については、「負担金」「補助金」「交付金」の区分を明確化し、それぞれの性質ごとの意義を再点検した上で、過去の慣例のみにとられることなく、公費支出の事業効果や有益性を再検討した上で予算計上するようにしてください。特に、補助金については、関係団体等の意見をよく聞くなどして実情を正確に把握した上で、本市の政策・方針等について十分な理解が得られるよう、適正な金額を予算計上するようにしてください。特に、補助金受入団体が、更に補助金・交付金等を交付する場合のあり方については、改めて検討してください。

[参考] 「補助金」とは、国、地方公共団体等が特定の事務又は事業(産業の助成・社会福祉・公共事業等)を実施する者に対して、当該事務又は事業を助長するために恩恵的に交付する給付金をいう。

「負担金」とは、国、地方公共団体等が自己の利害に関係のある事務又は事業に関して、自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金をいう。

「交付金」とは、法令又は条例、規則等により、団体又は組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付である。

「助成金」とは、特定の事業を特に助成する目的で交付する金銭であり、経費の性格としては補助金と同様であるが、予算計上の経費の性格から特段の理由で助成することとされている。

- (12) 維持補修費については、緊急事態(事故等)が発生する前のリスク・マネジメントを考慮し、補修費が恒常的に嵩むものについては、廃止・建替・大規模修繕等も視野に、いわゆる「ライフ・サイクル・コスト(建築物の生涯コスト)の縮減」を図るための計画的な施設管理を視野に、過去の実績等を勘案して予算計上してください。

5 特別会計に関する事項

特別会計については、一般会計に準じつつ、適正な受益者負担の原則に基づく経費の負担区分と独立採算制を念頭に、長期的な展望のもとで収支の均衡を図るように努め、安易に一般会計からの繰出金等に依存することのないよう健全経営の確立に努めるようにしてください。

- (1) 国民健康保険特別会計においては、国の定率負担の変更と都道府県調整交付金の割合の引上げを踏まえた予算計上とし、財政運営の都道府県単位化が平成29年度を目途に進められていることを視野に入れた適正な予算計上に努めてください。
- (2) 公共下水道工事については、上水道の仮設管・本管及び下水道管並びに舗装復旧工事については、一体的発注と分離発注の長短を改めてよく検討した上での予算編成とします。また、道路工事に伴う上下水道管の布設・布設替工事等についても、事前に長期的な視点の下で、関係部署と十分協議した上での予算編成とします。

6 公営企業会計に関する事項

公営企業会計については、経費負担の適正化（道路舗装による補償金等）に注意し、独立採算性の原則に照らし、企業的性格を十分に発揮して一層の業務合理化及び効率化に徹して経営健全化に努めてください。また、上水道におけるBCP（事業継続計画）を含めたライフ・ラインの確保に最善を尽くした予算を目指してください。なお、平成26年度予算から適用となった大幅な「会計基準の見直し」による「借入資本金」「みなし償却制度」「引当金」等に留意した適正な予算額の計上としつつ、長期的プランの下での内部留保資金の効果的な活用にも努めるようにしてください。

7 予算見積書等の提出に関する事項

本格的なトップ査定に先駆けて、市第2次の総合計画の初年度として時期を逸することのないよう「積極的な予算編成」と「効率的な経費節減を徹底した視点での予算編成」という双方の実現という予算編成を目指すため、「新規事業・廃止事業・改革事業」などのうち、企画財政課長が必要と認めるものについては、前年度に引き続き、本年末（企画財政課長査定終了後）に「市長・副市長プレ査定」を実施します。

(1) 提出先・提出期限

- ① 事務査定日程調整表（様式⑦）

平成26年10月31日（金） 午後3時までに企画財政課へ

- ② 嘱託職員・日日雇用職員に係る賃金の総務課との協議書（様式⑤）

平成26年10月31日（金） 午後3時までに総務課へ

※ 総務課からは、企画財政課査定日の前日までに提出元課へ返却されますので、総務課の所見記述済みのものを査定日までに、企画財政課へ提出してください。

- ③ 予算要求の特筆調書（様式①）、上記以外の予算見積書、各種様式等

平成26年11月 6日（木） 午後3時までに企画財政課へ

※ 予算積算上の業者見積書等について、山県市契約規則（平成15年山県市規則第44号）第24条に規定する「随意契約による少額の契約」の見積書等の提出は原則として求めず、事務査定段階で必要に応じて提出依頼をしますので、労力と経費節減のため、それまでは余分なものを用意しないようにしてください。

(2) 提出書類等

	書 類 名	規 格	部 数	備 考
A	予 算 要 求 の 特 筆 調 書	A 4	4	様式①
B	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書①	A 4	4	山県市予算の編成及び執行に関する規則（平成15年山県市規則第36号） 第4条に定める様式
C	総合行政情報システム出力による歳出予算見積書②	A 4	4	
D	総合行政情報システム出力による歳入予算見積書	A 4	4	
E	継続費見積書、繰越明許費見積書、債務負担行為見積書	A 4	4	
F	公 共 施 設 実 態 調 書	A 4	4	様式②
G	補助事業等により併合支出を想定する経費一覧表	A 4	4	様式③
H	補助金・負担金（助成金）・交付金に関する調書	A 4	4	様式④-1～3
I	嘱託職員・日日雇用職員等に係る賃金の総務課との協議書	A 4	4	様式⑤
J	マイクロバスを使った市民移動に関する調書	A 4	4	様式⑥
K	事 務 査 定 日 程 調 整 表	A 4	4	様式⑦
L	その他参考書類（図面・写真・仕様書等）	A 4	4	なるべくA4規格で

注) 市長・副市長査定のために、改めて追加資料の提出を求める場合があります。また、市長査定等の際に同席を求めることがあります。その際には御協力いただくとともに、市長・副市長査定実施日（1月13日～16日の予定）には、連絡が取れるようにしておいてください。

(3) 提出方法等

- ① 共通事項 課等单位で提出してください。
- ② Aについて 各項目ごとに箇条書き等を活用して簡潔に記入の上、右上に課長等の印を押して提出してください。
- ③ Bについて 右下の「備考」欄に積算担当者が押印の上、提出してください。また、総合計画に対する位置付けをも記入してください。
- ④ C・Dについて 不要な「行」や「文字」を削除するなど、なるべく行間を詰めるとともに、帳票処理実行（帳票印刷）の際には、C（歳出）は「1：事業」を指定して「事業ごとの改ページ」とし、D（歳入）は空白のままで「改ページなし」としてください。また、C・Dともに「本年度要求有りのみ」を選択してください。
※ B・C・Dについては、平成26年度データが複写により残っていますので、これを適宜修正するなどして活用するとともに不要な文字等は削除してください。また、事業ごとにB・Cを一括り（ターンクリップ・ホッチキス留め等）として提出してください。
- ⑤ Eについて 様式は、山縣市例規集等を活用して作成してください。
- ⑥ Fについて 経理簿等の前年度資料等により各施設管理経費を記入してください。
- ⑦ Gについて 総務課において一括支払いしている電気料金や電話料金、郵便料金や複写機使用料、消耗品費等を補助事業等の対象経費とする場合で、予算執行時に「併合支出」による執行を想定している経費について記入してください。
- ⑧ Hについて 予算額50万円以上の負担金、補助金（助成金）、交付金別に、それぞれの様式ごとに記入してください。
- ⑨ Iについて 10月31日（金）までに、総務課へ提出してください。提出課の査定日の前日までには総務課がチェックし、所見を加えて提出元課へ返却しますので、当該課はこれを4部複写して、速やかに企画財政課へ提出してください。
- ⑩ Jについて 常勤一般職員がマイクロバスを使って市民を運搬する事業について、公用車事故が依然として減らない実情を鑑み、搭乗者の安全確保の視点から「運転者派遣」又は「市民運搬委託」の必要性等を検討するためのものであり、該当するものすべてについて個別に記入してください。
- ⑪ Kについて 査定の「希望日」でなく「実施不可日」を把握するためのものです。実施日は、提出期限後になるべく早い時期にデスクネットにてお知らせする予定です。
- ⑫ Lについて 査定で一課に費やせる時間には限りがありますので、効率的な査定を行うため、i 改修工事における現状写真、ii 備品・被服等の購入におけるカタログ又は写真、iii 備品購入・委託・工事の設計書又は見積書（原則として3社以上）、iv 制度改正等を伴うものについては内容が分かる資料、v その他用意しておいた方が効率が良いと思われるものを各課等の判断により提出し、又は持参してください。

8 予算査定に関する事項

(1) 事務査定の概要

- ① 事務査定は、企画財政課長が責任者となって実施します。
- ② 事務査定の方法は、予算主管課による「予算要求の特筆調書」の説明の後、各事業ごとに、i 予算主管課による特段の説明、ii 企画財政課による質疑、予算額決定又は保留の決定の順に行う予定です。
- ④ 消費税率の引上げ分が分かるように、課税費目については「消費税抜額×1.08+消費税抜額×1.10」とか「予算基礎額×(110/108+1)/2」というような感じで入力してください。
- ④ 「事業ごとに前年度当初予算額と同額以内（一般財源ベース）」の対象事業において、この原則が守られていないものについては、具体的な説明（他事業への転換等）を簡潔かつ明確にしてください。特に、決算時に不用額が多くなってきており、「査定が甘いのではないか」との意見もあり、本年度は厳し目に臨む予定です。
- ⑤ 全般的に、限られた期間の中で、「短時間のうちに有意義な査定」を目指していますので、バックデータ（過去の実績、他市町村での実例、写真・図面等）を取り揃えておくとともに、有意義で建設的な討議となる内部論議（代替手法、将来の展望、現状の問題点・緊急性等）を目指し、関係部局との調整等も十分に詰めておいてください。また、国の制度改正などについては、単に資料の提出によることなく、簡易で分かり易い要点での説明となるよう努めてください。
- ⑥ 時間的な余裕はないことから、検討不十分で説明もできない状況にあると判断した場合には、査定を直ちに打ち切り、後日改めての査定とすることがありますので、あらかじめ御了知置き願います。
- ⑦ 事務査定には、査定への参加者は必ずしも役職のみに拘ることなく、『人材育成』にも主眼を置いて若手職員等の積極的な参加に配慮してください。

(2) 市長等査定の概要

- ① 前述の「市長・副市長のプレ査定」の趣旨は、年明けの本査定をスムーズに実施するためのものですので、予算額を決定するというよりも、本査定に向けて下準備をしておくためのものですので、ここで指示があった件については、年明けの本査定までに再検討等しておいていただくことになります。
- ② 市長・副市長査定では、「予算全体のフレーム」と「企画財政課長が保留の決定をしたもの」を主体として、「最終的な総額査定」を実施するものです。「市長・副市長査定」及び「市長・副市長のプレ査定」は、基本的には企画財政課の説明により実施します。ただし、必要に応じて同席を求める場合がありますので、当日は連絡が取れる体制で、待機願います。

(3)今後の日程（予定）

- ① 企画財政課長査定 → 11月10日頃～12月下旬
- ② 市長・副市長プレ査定 → 12月24日（水）・25日（木）
- ③ 企画財政課長査定調整 → 翌年1月上旬
- ④ 市長・副市長査定 → 翌年1月13日（火）～16日（金）
- ⑤ 予算内示 → 翌年1月下旬
- ⑥ 予算書・主要事業校正等 → 翌年2月上旬